



## ○商工会第46回通常総会開催



去る、平成25年5月24日（金）午後3時から飯野町「やなぎや」にて本会第46回通常総会を開催しました。福島県商工会連合会長表彰伝達、菅野典雄村長、石本健相双地方振興局長から祝辞を受け、議事については、議案第1号から議案第8号まで全て可決決定されました。

尚、役員の新補充選任により役員は以下のとおりとなりましたのでよろしく申し上げます。総会終了後には、同会場にて会員の交流の場として懇親会を催しました。



会 長	長谷川長喜	(有)長谷川電気工事	理 事	高橋 吉光	(有)高橋石材工業
副会長	赤石澤 栄	中華琥珀	理 事	小泉 裕隆	小泉商店
副会長	菅野 一廣 (新任)	(有)菅野建業	理 事	伊藤 隆三	HOE I 工業
理 事	渡辺 茂興	渡辺輪業自動車整備工場	理 事	赤石沢富夫	赤石沢工業装飾
理 事	細山 利文	なんじゃもんじゃ	理 事	森岡 賢治	(株)菊池製作所
理 事	志賀 清一	志賀板金外装	理 事	濱田 幸成	(有)濱田石材工業
理 事	森 勝	(有)合同カッター	理 事	手渡 和彦 (新任)	手渡板金工業所
理 事	小山 茂	衣料のオヤマ	理 事	佐藤 健太 (新任)	佐藤工業
理 事	佐藤 一行	(有)佐藤モータース	理 事	高橋ちよ子 (新任)	えびす庵
理 事	鹿山 真広	(有)鹿山電気商会	監 事	高橋 英明	(株)英工務店
理 事	渡辺 春治	(有)福相建設	監 事	山田 義忠	山田電子工業(有)

※手数料徴収基準が変更になりましたのでご覧下さい。尚、平成25年6月1日からの適用になります。

区 分	手数料額 (消費税相当額を含む)
記帳関係	1 記帳代行手数料 (1)記帳代行 5,250 円/月 (2)決算 (申告書B指導含む) 8,400 円/件 (3)申告書A指導 2,100 円/件 (4)消費税 (本則課税) 指導 5,250 円/件 (5)消費税 (簡易課税) 指導 3,150 円/件 (6)年末調整 315 円/人
	2 ネット de 記帳 (1)システム利用料 31,500 円/年 (2)記帳指導 (個人) 1,050 円/月 (3)記帳指導 (法人) 3,150 円/月 (4)決算指導 (個人) 10,500 円/件 ※簡易ソフトも該当する。
3 労働保険事務手数料	(1)労働保険番号毎の概算保険料の5%相当額。 ただし、その額が2,000円を下回る時は2,000円とする。 (2)特別加入者は1人につき 年額 100 円 (3)離職票等賃金登録関係書類 1,575 円/通 (4)高年齢雇用継続給付支給申請書 525 円/通

その他の手数料徴収基準については総会資料をご覧ください。

## ○平成25年度商工会費徴収のお知らせ

本年度の会費の徴収（一律4,500円）については、下記のとおりとなりますのでよろしくお願いいたします。

### ★口座振替をご希望されていた方・本年度申し込ました方

振替日は6月30日ですが、本年は休業日のため7月1日振替になります。

※口座振替にされていない事業所で振替を希望される方は、5月30日付文書にて「口座振替依頼書」を同封しておりますので必要事項をご記入押印のうえご提出下さい。

※事務手続き上、本年振替依頼書の提出期限は終了とさせていただきますが、それ以後の提出につきましては、次年度からの振替となりますのでご了承下さい。（あぶくま信用金庫各支店でも振替が可能です。）

### ★それ以外の方

商工会窓口へのご持参または、本会通帳へのお振込み（振込手数料事業所ご負担）またはご連絡いただければ集金に伺います。

振込先 あぶくま信用金庫飯館支店

普通預金 0001047

飯館村商工会 会長 長谷川長喜



## ○商工会役員「奉仕作業」を実施しました

6月10日の「商工会の日」に係る事業として、去る6月13日（木）に役職員で飯館村商工会館周辺と飯野町の臨時事務所周辺の環境整備（草刈り等）を行いました。

原発事故後、2年ぶりの作業となりましたが、役員皆さんの協力により綺麗になりました。

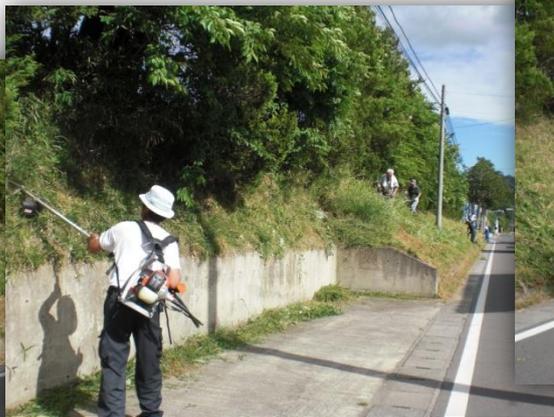
※村内の草刈りについては、安全面に配慮して行いました。



↑ 飯館村商工会館周辺



↓ 商工会臨時事務所（飯野町）周辺



## ○商工会女性部ピラティス教室

### &フラワーアレンジメント教室を開催しました

6月11日（火）毎月1回行っているピラティス教室開催後、今回は、午後から同会場にてフラワーアレンジメント教室（※プリザーブドフラワー）を開催しました。

女性部では、各事業所でお客様を迎えるにあたり、事務所内で利用できそうなモノを自分達の「手」で作ってみたいと言う声上がり、前年度は来客に飲み物を出す際に使えるトレーを製作したり、事務所内に飾る壁掛け（プリザーブドフラワー）を作ったりと様々な活動をしています。



※プリザーブドフラワーとは？

「プリザーブド」とは、「保存された」という意味です。よく「プリザーブドフラワー」とか「プリザードフラワー」と言われることがありますが、正しくは「プリザーブド=Preserved」です。

ひとつめは、生花とほとんど変わらないみずみずしさと美しさ。ふたつめは、独特の加工法により、数年（1～3年程）はその美しさが保たれるということ。（気候の適したヨーロッパでは10年近くも持つと言われていています。）そして最後に、水やりなどのお手入れが一切不要なため、忙しい方でも手軽にお花を飾れるということです。ドライフラワーやシルクフラワーとも違い、思わず手で触れてみたくなるようなプリザーブドフラワーは、まさに「魔法の花」なのです。



## ○県補助金制度のご案内

福島県内の中小企業向け復旧・復興支援事業について、申込期間が決定されたものがございますので、期日厳守のうえ申請等を行ってください。

### ■空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業（借上げ・移設向け）

5月30日付けで詳細を送付しておりますので、内容等はそちらをご覧ください。

申込期間 平成25年6月3日（月）～平成25年7月12日（金）

**※継続申請の方は、担当課によって提出期限が違いますのでご確認のうえご提出ください。**

### ■工場・店舗等再生支援事業（建替・購入・修繕）

5月30日付けで詳細を送付しておりますので、内容等はそちらをご覧ください。

申込期間 平成25年6月3日（月）～平成25年7月12日（金）



# ○避難解除区域等における課税の特例のお知らせ ～福島特措法～

## ①制度概要

避難解除区域等の事業者の皆様が事業用設備等への投資や雇用を促進するため、法人税(所得税)について、課税の特例措置を行います。

## ②対象者

避難対象区域内に平成23年3月11日において事業所が所在していたこと。

## ③区域等

避難解除区域等内において事業用設備等への投資や雇用を行うこと。

※避難解除区域：避難指示解除準備区域、居住制限区域。(居住制限区域等では、市町村長等の許可が必要。)

## ④支援内容(福島復興再生特別措置法)

### A 事業用設備等に係る特別償却等(法第18条)

機械・装置、建物・構築物の投資に係る法人税(所得税)の特別償却・税額控除

※避難解除の日から5年の間に福島県知事の「確認」を受ける必要があります。

### B 法人税等の特別控除(法第19条)

原子力災害による被災被用者(\*)の給与等支給額の20%を法人税(所得税)から税額控除

※原子力災害による被災被用者：平成23年3月11日時点で、避難対象区域内の事業所で勤務していた者、又は避難対象区域内に居住していた者

※避難解除の日から3年の間に福島県知事の「確認」を受ける必要があります。

※A、Bはいずれかの選択適用。

## ⑤手続き(受付期間)

事前に、福島県知事の「確認」手続きが必要です。(受付中)

## ⑥お申し込み・お問い合わせ先

<確認申請先> 各地方振興局県税部が窓口です。

相双地方振興局 TEL0244-26-1126 県北地方振興局 TEL024-523-4698

<お問い合わせ先>

福島県庁 税務課

TEL024-521-7068 FAX024-521-7905

URL: <http://www.pref.fukushima.jp> E-mail: [zeimu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:zeimu@pref.fukushima.lg.jp)



安心



活気



やる気



# 働くみんなに 退職金効果!

中退共は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。

**安全**

国の制度だから安心  
掛金の一部を  
国が助成します。

**有利**

掛金は全額非課税  
手数料もかかりません。

**簡単**

社外積立だから  
管理もラクラク  
転職先でも引き継げる  
「通算制度」があります。

●パートタイマーさんや家族従業員もご加入いただけます。

詳しくはホームページを  
ご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

**中退共**  
CHU-TAI-KYO

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1  
TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211